

令和6年度答申第41号
令和6年10月15日

諮問番号 令和6年度諮問第35号（令和6年8月20日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 労働者災害補償保険法12条の3第1項に基づく費用徴収決定等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に休業補償給付及び休業特別支給金が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該各支給の一部について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の3第1項に該当するとして、同項の規定に基づき当該保険給付に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定及び会計法（昭和22年法律第35号）6条の規定に基づき当該支給金に要した額の一部を審査請求人から回収する決定をしたことに対し、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）休業補償給付に要した費用の徴収

ア 労災保険法14条1項は、休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない

日の第4日目から支給し、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする旨規定する。

なお、労災保険法38条1項は、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨規定する。

イ 労災保険法12条の3第1項は、偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる旨規定する。なお、同条3項で準用される労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）41条1項は、徴収金を徴収する権利は、これを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する旨規定する。

なお、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）1条2項は、労働者災害補償保険に関する事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う旨規定する。

（2）休業特別支給金

ア 労災保険法29条1項は、政府は、保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げる。そして、同条2項は、事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

イ 上記アの規定を受け、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特別支給金規則」という。）1条及び2条1号は、労災保険法29条1項の社会復帰促進等事業として支給する特別支給金として、休業特別支給金を掲げる。

そして、特別支給金規則3条1項は、休業特別支給金は、労働者が業務上の事由による負傷又は疾病に係る療養等のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものとし、その額は、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する額とする旨規定す

る。

ウ 会計法6条は、歳入徴収官（各省各庁の長又は各省各庁の長からその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任された職員をいう。）は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない旨規定し、同法30条は、金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成26年7月4日、介護福祉士として勤務していたB病院において、患者に顔面を殴打され、受傷翌日から首の痛みや可動域制限の症状が出現（以下「本件災害」という。）し、「頸部神経根症 外」により療養及び休業を継続した。また、審査請求人は、受傷直後から精神症状が出現したとして、「外傷後ストレス障害」により療養及び休業を継続した。そして、審査請求人は、同月7日から外傷後ストレス障害の症状固定日である令和2年10月7日までの期間に係る休業補償給付及び休業特別支給金を受給した。なお、上記の期間のうち平成31年4月20日から令和2年10月7日までの期間に係る休業補償給付及び休業特別支給金の各支給請求書には、審査請求人が療養のため労働できなかった期間として平成31年4月20日から令和2年10月31日までの期間が記載され、それを証明する主治医の署名及び押印がされている。

（令和4年11月14日付け保険給付調査復命書、労働基準行政システム 休業概要画面、労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書）

- (2) C労働基準監督署長（以下「本件監督署長」という。）は、令和4年1月25日、審査請求人に対し、審査請求人について平成31年4月22日以降は継続的な就労が認められ、また、医学的に再調査した結果、労働不能とは認められなかったとして、同日から令和2年10月7日までの期間（以下「本件期間」という。）に係る休業補償給付及び休業特別支給金の支給決定を取り消す変更決定（以下「本件労災給付等変更決定」という。）を行った。そして、本件監督署長は、令和4年12月26日、処分庁に対し、本件労災給付等変更決定に基づく債権の発生を通知した。なお、

本件労災給付等変更決定に係る通知書（労働者災害補償保険療養・休業補償給付等支給決定通知及び労働者災害補償保険保険給付等支給決定の変更決定通知書。以下「本件労災給付等変更決定通知書」という。）には、保険給付に関する決定に不服がある場合には、都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求ができる旨及び同審査官の決定に不服がある場合には労働保険審査会に再審査請求ができる旨記載されていた。

（本件労災給付等変更決定通知書、債権発生通知書）

- （３）処分庁は、令和５年１月２４日、審査請求人に対し、上記（２）の債権発生通知を受け、①労災保険法１２条の３第１項の規定に基づき、本件期間のうち徴収金を徴収する権利が時効により消滅していない令和２年１０月１日から同月７日までの期間に係る休業補償給付に要した費用２万７０２０円を徴収する決定（以下「本件徴収決定」という。）及び②会計法６条の規定に基づき、本件期間に係る休業特別支給金９４万２６７０円を回収する決定（以下「本件回収決定１」という。）をそれぞれ行った。なお、本件回収決定１に係る通知書（労働者災害補償保険法第１２条の３第１項の規定に該当することに伴う会計法の規定による休業特別支給金の回収通知書。以下「本件回収決定通知書」という。）には、「貴殿は、労働者災害保険法（原文ママ）第１２条の３第１項の規定に該当すると認められるので、会計法の規定により、下記のとおり、休業特別支給金に要した額を回収することに決定したので通知します。」と記載されていた。

（労働者災害補償保険法第１２条の３第１項の規定に基づく費用徴収の決定通知書、本件回収決定通知書）

- （４）審査請求人は、令和５年２月２７日、Ａ労働者災害補償保険審査官（以下「本件審査官」という。）に対し、労災保険法３８条１項に基づき、本件労災給付等変更決定のうち休業補償給付に係る決定を不服として審査請求（以下「本件労災審査請求」という。）を行い、本件審査官は、同年１１月９日、本件労災給付等変更決定のうち、本件期間のうち通院日に係る休業補償給付の変更決定を取り消し、その余の審査請求を棄却する決定（以下「本件審査官決定」という。）を行った。

（労災保険審査請求書、補正書、決定書）

- （５）審査請求人は、令和５年４月２４日、審査庁に対し、本件徴収決定及び本件回収決定１を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 本件監督署長は、令和6年1月19日、本件審査官決定を受け、本件労災給付等変更決定において取り消した期間のうち、通院のため休業し、賃金を受けなかった日に係る休業補償給付及び休業特別支給金を支給することとする決定（以下「本件労災給付等再変更決定」という。）を行った。そして、本件監督署長は、同年2月7日、処分庁に対し、本件労災給付等再変更決定に基づき、上記（2）で通知した債権の変更を通知した。

（休業（補償）等給付支給決定通知及び保険給付等不支給決定の変更決定通知書、債権発生通知書（変更）（保険給付費）、債権発生通知書（変更）（特別支給金））

(7) 処分庁は、令和6年2月26日、上記（6）の通知を受け、本件回収決定1について、回収額を92万3322円に減額する変更決定（以下「本件回収決定2」といい、本件徴収決定と併せて「本件各処分」という。）を行った（なお、審理員は、同年3月19日、審査請求人に対し、本件審査請求の趣旨は本件各処分の取消しを求めるものとしてよいか質問し、これに対し審査請求人は、同月29日、そのとおりでよい旨回答した。）。

（労働者災害補償保険法第12条の3第1項の規定に係る回収額の変更決定通知書、質問書の送付について、回答書）

(8) 審査庁は、令和6年8月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人が継続的に就労していた事実がないこと

ア 審査請求人は、本件災害により就労できなくなった以降、就労していた事実はない。

イ 審査請求人は、本件災害が原因で、ロキソプロフェン錠60mg、ケトロプロフェンテープ40mg、アナフラニール錠25mg、リボトリール錠1mg、ファモチジンOD錠20mg、ブロマゼパム錠5mgを処方され、服用している。

薬を服用すると眠くなり、長時間、起きて過ごすことはできない状況であった。

ウ 審査請求人は、平成31年4月1日頃から令和2年3月31日までの期間、D社が運営する障害者向けの学童保育でボランティアを行っていたことはある。

審査請求人は、D社では、週に4日から5日、午後1時から2時ないし3時頃まで過ごし、主に小学生の相手をしていました。具体的には、放課後、小学校に児童を迎えに行き、学童まで連れてくるだけのボランティアであり、それ以外の時間は、調子が悪く起きていられず、薬を飲み、D社の事務所で寝ていた。

審査請求人のD社での活動は就労ではなくボランティアであり、雇用であれば法律上作成が義務付けられている雇用契約書も交付されず、雇用条件も明示されていない。シフト票も作成されていない。給料その他の賃金も支払われていない。給料明細も源泉徴収票ももらったことがない。

D社が処分庁に対して提出したのは「報告書」であって出勤簿ではない。審査請求人は、寝ていても良いから滞在時間を記載するよう指示されていたため、「報告書」に滞在時間を記載したものにすぎない。

よって、審査請求人がD社で就労していた事実はない。

エ また、令和元年5月か6月頃から、月に1、2回程度、E社が運営する障害者向けグループホームにボランティアに行くようになり、D社に行かなくなった令和2年4月頃から同年11月末頃までの期間は、週に2回程度の頻度で1回5000円で有償ボランティアに行っていたことがある。

審査請求人は、自宅から同グループホームまで自動車で20分くらいかかっていたが、ガソリン代などはもらっていなかった。

有償ボランティアの時間は、午後6時から翌朝午前8時30分までであり、外部の委託業者から届いた夕食を皿に盛り付け、入所者3名に提供し、食べるのを少し見守る程度であり、また、1人の入所者の服薬の確認のみであった。通常午後8時頃までには全ての作業が終了し、入所者は就寝していた。

その後、審査請求人は、業務日誌に有償ボランティア担当者の名前と、入所者の食事、入浴、服薬の箇所に確認の有無を記載し、その他特記事項があれば記載することもあった。審査請求人は、服薬後、午後9時頃までには世話人部屋に設置されたベッドで寝ていたが、夜中も服薬等で寝たり起きたりしていた。そして、翌朝午前8時頃、委託業者から届いた朝食を入所者に提供し、服薬の確認をし、午前8時30分になったら帰っていた。

かかる審査請求人のボランティア活動内容は、およそ労務として評価されるようなものではなかった。

審査請求人のE社での活動は就労ではなく有償ボランティアであり、雇用であれば法律上作成が義務付けられている雇用契約書も交付されず、雇用条件も明示されていない。シフト票も作成されていない。

審査請求人は、有償ボランティアとして、有償ボランティアを行った回数×5000円の合計額を、翌月15日頃、現金手渡しでもらっていた。有償ボランティアとして受領していたことから、給料明細も源泉徴収票ももらったことがない。領収証も作成していない。

他方で、審査請求人は、代表者から指示され、有償ボランティアであって雇用ではないことを確認する「誓約書」を提出している。

E社が処分庁に対して提出したのは「勤怠タイムシート」であって出勤簿ではない。また、就業時間は全て日中であって、備考欄に「夜」と記載されていても審査請求人が実際に夜に働いたことを裏付ける記載はない。

審査請求人は勤怠タイムシートの作成に関与していない。同シートは事業主が作成可能なものであるし、F地に所在する主治医の診察を受けていた時間にE社で勤務した記載があるなど、同シートが客観的な事実に基づかず作成されたことは明らかであって、およそ信用できず、審査請求人が労働することができたことを裏付ける資料となるものではない。そして、同シートの備考欄の「夜」の記載と合致する内容の業務日誌もまた同様に信用できないものであることが明らかである（当審査会における主張）。

よって、審査請求人が、E社で就労していた事実はない。

なお、審査請求人は、有償ボランティアを行う前に、C労働基準監督署のG氏に電話をかけ、有償ボランティアをしてもよいか相談した結果、「所得には反映されないから大丈夫だと思います。」と言われた。それ故、審査請求人は、E社で有償ボランティアを行うことにしたものである。

オ 被保険者記録照会回答票によれば、審査請求人は、B病院で平成19年3月1日から平成31年4月30日まで厚生年金に加入した後、同日から令和元年5月1日まで国民年金に加入し、その後、同日から令和2年3月31日までD社の厚生年金に加入し、同日から同年4月1日まで国民年金に加入し、同日から同年11月30日まで、E社の厚生年金に加入している記録となっている。

しかし、審査請求人は、D社及びE社において保険証を受け取ったが、社会保険料を誰が負担したか知らないし、負担するよう求められたこともない。

(2) D社及びE社が審査請求人に無断で形式上雇用と扱うことに動機があること

ア D社について

D社は、審査請求人がボランティア活動を行っていた平成31年4月頃から令和2年3月末頃、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを運営していた。

審査請求人は介護福祉士及びサービス管理提供者の資格を有していることから、審査請求人が放課後等デイサービスにいて「福祉専門職員配置等加算」に該当し得ることになる。また、審査請求人の上記(1)ウのボランティア活動により、D社は「送迎加算」の基準を満たすことになる。

以上から、D社は、審査請求人を形式上職員として扱うことで、児童福祉法に基づいた障害児通所給付費の報酬（加算報酬を含め）を受領することが可能であった。

よって、D社には、審査請求人に無断で、形式上職員として扱うことに動機がある。

イ E社について

E社が運営する障害者向けグループホームは、障害者福祉サービスの「訓練等給付」のうち「共同生活援助」を提供している。

「グループホーム（共同生活援助）」により国・自治体から支払われる障害福祉サービス報酬には夜間支援等体制加算があり、グループホームでの常勤換算該当時間外における夜間支援従事者配置（夜勤又は宿直）又は連絡体制等を構築することで加算される。

審査請求人の上記(1)エのボランティア活動の内容を前提にすれば、審査請求人をボランティアではなく雇用していた扱いとして申請すれば、夜間支援等体制加算の要件を満たし、夜間支援等体制加算を含む障害福祉サービス報酬が加算されることになり、E社には、審査請求人に無断で、形式上職員として扱うことに動機がある。

ウ 以上からすれば、D社及びE社が、事業収入を増やすために、審査請求人に無断で、形式上審査請求人を雇用している扱いとし、職員を雇用している形式で報酬請求を行った可能性がある。

(3) 審査請求人のボランティア活動が就労と法的にも評価できないこと

ア 労働者性の判定について

(ア) 労働者性の判定については、労務提供の形態、報酬の労務対価性やこれに関連する諸要素を総合的に考慮した上で使用従属関係の存否によって決定される。

(イ) 審査請求人のE社における労務の形態は、上記(1)エのとおりであり、審査請求人は、午後6時から翌朝午前8時30分までの14時間30分もの長時間、グループホームに常駐することを求められ、途中で自由に外出することも帰宅することも許されていなかったことから、仮に審査請求人が雇用されたとした場合、14時間30分が労働時間として評価されることになる。

そして、労働基準法34条は、使用者は、労働時間が8時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと規定しているが、審査請求人は、E社から休憩時間の説明を受けたことはない。

(ウ) 仮に審査請求人のボランティアが就労だとすると、令和元年10月1日以降のA都道府県の最低賃金h円から計算すると、深夜労働、休日労働の割増を無視してもi円となり、1回当たり5000円では最低賃金を大幅に下回り違法である。

よって、およそ労働の対価たる賃金とは評価されない。

(エ) 以上のとおり、審査請求人の労務提供の形態と報酬の労務対価性が全くないことから、およそ「使用される者」とは評価できず、審査請求人が「労働者」に該当しないことは明らかである。

(オ) 給与支払報告書によれば、審査請求人は、D社から、令和2年1月1日から同年3月31日までの期間は全く給与賞与が支払われていない。この間も、審査請求人は、放課後等デイサービスにボランティアとして通っていた。

仮に給与を支払っていたとすれば、この期間に給与賞与が0円ということとは不自然である。

イ 以上から、審査請求人が継続的に就労していた事実がないことが明らかである。

(4) 医学的に就労不能であったこと

審査請求人は、本件災害により、外傷性頸部症候群、頸部神経根症、外傷後ストレス障害などの傷害を負い、就労が不可能な状態となり、休業を余儀なくされた。

平成30年1月9日付け、平成31年2月1日付け、令和2年1月10日付け、同年9月2日付け及び同年12月4日付けの主治医の意見でも、審査請求人が就労不可能であったことは明白である。

(5) まとめ

よって、本件各処分には理由がなく、取り消されるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件は、休業補償給付及び休業特別支給金の支給要件である「労働することができない」（労災保険法14条1項、特別支給金規則3条1項）の該当性について判断する必要がある。

(1) 認定した事実

ア 審査請求人は、平成31年4月22日から令和2年3月31日まで在籍したD社において、学童保育の送迎や障害者外出支援としての送迎車の運転等を行っており、D社から提出された報告書によれば、審査請求人の活動実績はおおむね1月当たり20日から24日程度である。

一方、主治医の診療録によると、審査請求人は主治医に対し、「ボランティアに週に1回から2回行くようにしている」、「外出はほとんどない」、「ボランティア行けなくなった」、「何もしていない」などと陳述し、平成31年2月1日付け及び令和2年1月10日付けの主治医診断書には、全部休業、自宅療養を要する旨の記載がある。

イ 審査請求人は、令和2年4月1日から同年11月30日まで在籍したE社において、サービス管理責任者として、利用者ごとの個別支援計画の作成や、支援サービスに関わる担当者としての調整業務を担当し、自宅からE社まで約20分の自動車運転を行っていた。

また、審査請求人は、午後6時から入所者3名分の食事の配膳等を行い、非常時に備えて待機し、従事内容について業務日誌に記載し、翌日午前8時30分に作業を終了するという、2暦日にわたる作業に1月当たり12回から17回従事していたと認められる。

一方、主治医の診療録によると、審査請求人は主治医に対し、「ずっとアパートにいる」、「出かけることない」、「ボランティアたまに」などと陳述し、令和2年9月2日付けの主治医診断書に、症状が改善なく続いており、ほとんど活動できない状態が続いている旨の記載がある。

ウ 主治医の診療録より、1日3回毎食後服用する薬としてアナフラニール25mg錠が処方されていることが認められる。この薬は、使用中、

眠気や注意力・集中力・反射運動能力などの低下が起こることがあるため、自動車の運転など危険を伴う機械の操作は行ってはならないとされている。

エ 令和4年11月4日付けの主治医診断書において、これまで本人の陳述から労働不能な状態と考えていたが、継続的に就労していたことが事実であれば、実際は労働不能ではなかったと考える旨の意見が示された。

(2) 論点に対する判断

ア 「労働することができない」とは、「複数事業労働者の休業（補償）等給付に係る部分算定日等の取扱いについて」（令和3年3月18日付け基管発0318第1号、基補発0318第6号、基保発0318第1号、厚生労働省労働基準局労災管理課長・補償課長・労災保険業務課長通知。以下「本件課長通知」という。）において、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないという意味ではなく、一般的に働けないことをいい、したがって、軽作業に就くことによって症状の悪化が認められない場合には、休業（補償）給付の対象とはならないとされている。

そして、自動車の運転は、免許が必要とされ、認知、予測、判断及び操作の能力が求められる作業であるところ、審査請求人は、上記（1）ア及びイのとおり、送迎車の運転や、自宅と事業場との往來の運転を行っていることが認められ、自動車の運転によって審査請求人の症状の悪化が認められたという事実は認められない。

審査請求人は、服薬しており体調が悪くほとんど寝ていたと主張するが、処方されていた薬は上記（1）ウのとおり自動車の運転が禁忌とされる薬であるにもかかわらず、審査請求人は上記のとおり自動車を運転している。審査請求人の活動実態と審査請求人の主張には大きな乖離があり、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、上記（1）イのとおり、食事の配膳、非常時に備えた待機、業務日誌への記載という一連の活動に従事しており、2暦日にわたる作業に1月当たり12回から17回従事していたことが認められる。

イ 審査請求人は、上記（1）ア及びイのとおり、主治医に対し、自身の症状や事業場へ行く頻度等について、事実と異なる陳述を行っている。このような陳述を踏まえて作成されたと考えられる平成31年2月1日付け、令和2年1月10日付け及び同年9月2日付けの主治医診断書に基づいて、審査請求人が労働不能であったと認定することはできない。

ウ 以上より、本件は、休業補償給付及び休業特別支給金の支給要件である「労働することができない」には該当しない。

エ 審査請求人は、上記（１）ア及びイのとおり主治医に対して事実と異なる陳述を行い、休業補償給付等を受給しており、「偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者」（労災保険法１２条の３第１項）に該当する。

オ 以上より、本件各処分に、違法又は不当な点は認められない。

２ したがって、本件審査請求には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね審査庁の判断と同旨である。

第３ 当審査会の判断

当審査会は、令和６年８月２０日、審査庁から諮問を受け、同年９月１３日、同月２６日及び同年１０月１０日の計３回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和６年９月３日及び同月１３日、審査請求人から、同月２４日、主張書面及び資料の提出を受けた。

１ 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和５年４月２４日）から本件諮問（令和６年８月２０日）まで約１年４か月を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名（令和５年６月２日）まで１か月以上、②弁明書の受付（同年７月１０日）から弁明書の副本を送付し反論書等の提出を求める（同年８月９日）まで約１か月、③審理員意見書の提出（令和６年７月９日）から本件諮問まで１か月半を要している。

しかし、①は審査庁には専ら審理手続を担う部署があるから審理員の選定に時間を要するとは考えられないし、②及び③では、特段、期間を要する調査が行われた形跡はうかがわれないから、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）の目的（１条１項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（２）上記（１）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２ 本件徴収決定の適法性及び妥当性について

- (1) 休業補償給付は、労災保険法14条1項では「労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない」状態であることが支給の要件となっている。この「労働することができない」とは、本件課長通知において、必ずしも負傷直前と同一の労働ができないという意味ではなく、一般的に働けないことをいい、したがって、軽作業に就くことによって症状の悪化が認められない場合には、休業（補償）給付の対象とはならないとされており、その内容は同項の規定に鑑みて不合理な点はない。
- (2) 労災保険法12条の3の規定による費用の徴収については、「法第19条、第19条の2、第30条の4及び第47条の3の規定の運用について」（昭和40年7月31日付け基発第906号労働省労働基準局長通達。なお、保険給付に係る費用の徴収に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）1条の規定により労災保険法19条の2として新設された後、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）により削除され、同じ文言の条文が現行の労災保険法12条の3として新設された。）第2のIにおいて、以下のとおりとされており、その内容は同条1項の規定に鑑みて不合理な点はない。
- ア 当該規定は、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けた者がある場合に適用すること。
- イ 「偽りその他不正の手段」は、保険給付を受ける手段として不正が行われた場合のすべてをいい、その不正行為は、保険給付を受けた者の行為に限らないものであること。
- ウ 「保険給付を受けた者」は、偽りその他不正の手段により、現実にかつ、直接に保険給付を受けた者をいい、受給権を有する者に限らないものであること。
- エ 当該規定により徴収する徴収金の価額は、保険給付を受けた者が受けた保険給付のうち、偽りその他不正の手段により給付を受けた部分に相当する価額とすること。
- (3) そうすると、審査請求人は、本件期間（ただし、通院のため休業し、賃金を受けなかった日を除く。以下同じ。）中、就労が不可能であり、D社及びE社においてボランティア活動をしていたにすぎないと主張していることから、労災保険法14条1項に規定する「労働することができない」

状態にあったと認められるか否か、及び本件期間中の休業補償給付の受給が労災保険法 12 条の 3 第 1 項に規定する「偽りその他不正の手段」によるものであったと認められるか否かが問題となる。

- (4) 本件では、上記第 1 の 2 (4) のとおり、審査請求人が、本件労災審査請求を行い、本件審査官は、本件審査官決定を行っている。そして、本件審査官決定においては、審査請求人は、本件期間に有償ボランティアとしてか労働者としてであったかを差し置いたとしても、現に「労働相当」の活動を行っていたとの事実認定がなされている。また、当審査会において、審査庁に対し、審査請求人が、本件審査官決定の後、労災保険法 38 条 1 項に基づき、労働保険審査会に対し再審査請求を行ったか否か確認したところ、審査請求人は、令和 6 年 1 月 4 日に再審査請求を行ったが、同年 5 月 9 日にこれを取り下げているとのことであった（労働保険再審査請求に係る関係資料の送付依頼について、労働保険再審査請求の取下げについて）。

本件労災給付等変更決定を行った本件監督署長は、本件審査官決定の主文に拘束されるところ、上記第 1 の 2 (6) のとおり、本件審査官決定の認定と同様に、審査請求人が本件期間に労働することができなかったとは認められないことを前提として、本件労災給付等再変更決定を行っている（この際、本件徴収決定の対象である令和 2 年 10 月 1 日から同月 7 日までの期間に係る決定内容の変更はなかった。）。そして、処分庁においても、本件監督署長による債権発生通知を受けて、上記判断を前提として、本件徴収決定を維持している。

そうすると、結局、審査請求人の主張は、本件徴収決定の前提となる本件労災給付等変更決定について不服を述べるものであるから、本件審査官に審査請求すべきものであり、さらに、本件審査官決定に不服があるのであれば、労働保険審査会に再審査請求すべきものであるが、審査請求人が上記のとおり本件労災審査請求を行った結果、本件審査官決定がなされ、さらに、審査請求人が行った再審査請求については既に取り下げられているのであるから、当審査会において本件審査請求に係る諮問内容を審議するに当たっては、本件審査官決定及び本件労災給付等再変更決定における、審査請求人が現に「労働相当」の活動を行っていたとの事実認定を前提とするほかない。

したがって、処分庁が、審査請求人が労災保険法 14 条 1 項に規定する

「労働することができない」状態にあったと認められない、とした判断は違法又は不当とはいえない。

(5) 審査請求人は、E社における勤怠タイムシート及び業務日誌が審査請求人が労働することができたことを裏付ける資料とならない旨主張する（上記第1の3（1）エ）。しかし、上記（4）の事実認定に係る前提を措いたとしても、審査請求人自ら、業務日誌は世話人が記名の上作成する旨説明しているところ（上記第1の3（1）エ）、一件記録には審査請求人の記名がある業務日誌が1月当たり12回から17回分含まれており、これらの記載によれば、審査請求人が、朝夕の食事の配膳、服薬等の確認、夜間の世話人部屋での待機などの活動を行っていたことが認められるのであるから、審査請求人の当該主張は採用できない。

(6) そして、休業補償給付の支給請求書や主治医の診療録等の記載によれば、審査請求人は、主治医に対し、「労働相当」の活動について実態と乖離して過少に陳述し、休業補償給付の支給請求に必要な療養のために労働することができなかったとの証明を受けている（上記第1の2（1））。

そうすると、審査請求人は、実際には休業補償給付を受給する要件を満たしていなかったにもかかわらず、「療養のため労働することができないために賃金を受けない」状態であったとして、真実と異なる内容に基づき休業補償給付の申請を行い、支給を受けていたと認められるから、審査請求人は、「偽りその他不正の手段」により保険給付等を受けたものといえる。

(7) 以上によれば、本件徴収決定が違法又は不当であるとはいえない。

3 本件回収決定2の適法性及び妥当性について

休業特別支給金は、特別支給金規則3条1項が労災保険法14条1項と同様の文言でその要件を定めていることからすれば、特別支給金規則3条1項の「労働することができない」状態にあるか否かの判断は、休業補償給付と同一の事実関係に基づいて行われるべきものと考えられる。そうすると、上記2のとおり、審査請求人が同項に規定する「労働することができない」状態にあったとは認められない。そして、審査請求人は、休業補償給付を偽りその他不正の手段により受給していたと認められることから、処分庁が、休業特別支給金につき、休業補償給付と同一の事実関係に基づき、本件回収決定2を行ったことが違法又は不当であるとはいえない。

4 付言

(1) 審査請求人は、当初、本件労災審査請求において、本件労災給付等変更決定のうち休業特別支給金に係る決定についても取消しを求めているが、その後、当該決定を本件労災審査請求の対象外とする補正書を提出している。これは、本件労災給付等変更決定通知書において、休業補償給付及び休業特別支給金のそれぞれについての決定を通知した上、保険給付に関する決定に不服がある場合には、都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求ができる旨記載されていたためと考えられる（上記第1の2(2)）。

そうすると、休業特別支給金は、保険給付に該当せず、労災保険法38条1項の対象にならないのであるから、本件労災給付等変更決定通知書には、当該支給金に係る決定に対して不服がある場合の審査請求先に係る教示（行審法82条1項）がなされていないといわざるを得ない。

(2) また、本件回収決定通知書には、処分の根拠として審査請求人が労災保険法12条の3第1項に該当することが記載されており、処分の根拠法として会計法の記載はあるものの、条項の記載はなく（上記第1の2(3)）、諮問説明書や弁明書では、同法30条について言及されている。

しかし、労災保険法12条の3第1項は保険給付に係る費用徴収に関する規定であって、仮に同一の事実関係に基づく判断であったとしても、休業特別支給金の不正受給者からの費用徴収について同項の規定が適用されるものではないし、会計法30条は、金銭の給付を目的とする国の権利に係る消滅時効についての規定であって、いずれも本件回収決定1の根拠条項とはなり得ない。そこで、当審査会において、審査庁に対し、改めて同法上の根拠条項について照会したところ、同法6条及び30条であるとの回答を得た（令和6年9月3日付け審査庁主張書面）。

行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定するところ、本件回収決定通知書の記載では、具体的な法令上の根拠を了知できず、求められる理由の提示として十分とはいえない。

一方、休業特別支給金の不正受給者からの費用徴収については、不当利得として民事上の手続により返還を求めることとなると解されており（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法」886頁参照。）、法律に特別の定めがない以上、審査請求の対象となる処

分に該当するか否かについても疑問が残る。

- (3) したがって、処分庁は、不服申立ての機会を遺漏なく確保する観点から、休業特別支給金に係る決定における教示内容を改善する必要がある。行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項の教示についても同様である。加えて、処分庁は、休業特別支給金の不正受給者からの費用徴収の法令上の根拠について改めて整理の上、処分として扱うのであれば、不利益処分の通知書には具体的な根拠法令及び条項を記載するよう、理由の提示内容を改善する必要がある。

また、審査庁は、全国の都道府県労働局に対し、上記の改善内容を周知徹底する必要がある。

5 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹